

平成 27 年

第 2 回市議会定例会 議案第 10 号

函館市食品衛生法施行条例の一部改正について

函館市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 19 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

函館市食品衛生法施行条例（平成 17 年函館市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 項第 4 号中「法第 19 条第 1 項」を「食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項」に、「当該」を「食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルゲン，消費期限，食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）第 5 条第 1 項に規定する事項（国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に限る。）の」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

食品表示法の施行等に伴い規定を整備するため